

2021年8月18日

透視記録に関する提言書

日本心血管インターベンション治療学会では、新規施設基準追加、新たな適応追加など、医療器具の運用に変更がある場合、医療安全小委員会で安全運用に関する検討を行っております。

2020年度診療報酬改定での特殊カテーテルの施設基準の改定は、当学会にとって大きな改定であるため、重篤な合併症の発生時には都度、医療安全小委員会で手技のプロセスの詳細を確認し、その症例の安全性の調査・検討を行っております。

その中で、今後の安全運用に反映するためには、治療時の透視画像は多いほうが良く、透視保存を多用してできるだけ記録に残しておくことが推奨されました。

第三者による評価に利用できる記録を残すことは、各施設での訴訟対策にもなることですので、医療安全全般にも有益と考えます。

ご検討くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

日本心血管インターベンション治療学会
理事長 伊莉 裕二
医療安全小委員会
委員長 横井 宏佳